

～ 羽曳野市・藤井寺市で広告物等を設置される方へ～

<平成28年1月4日から、屋外広告物の規制を強化しました>

大阪府屋外広告物条例を改正し、平成28年1月4日から、羽曳野市・藤井寺市内の広告物規制を強化しました。これは、古市古墳群周辺の景観形成をはかるため行うものです。

規制強化内容は、非自家用広告物・屋上広告物の表示禁止や、大きさ・高さ規制などですが、対象となる区域や基準、および手続きなど、詳細については、各市役所まで御確認下さい。

羽曳野市 都市開発部 都市計画課

TEL:072-958-1111(内線 2573) 誉田 4-1-1



藤井寺市 都市整備部 まちづくり推進課 都市計画担当 TEL:072-939-1111(内線 4116) 岡 1-1-1

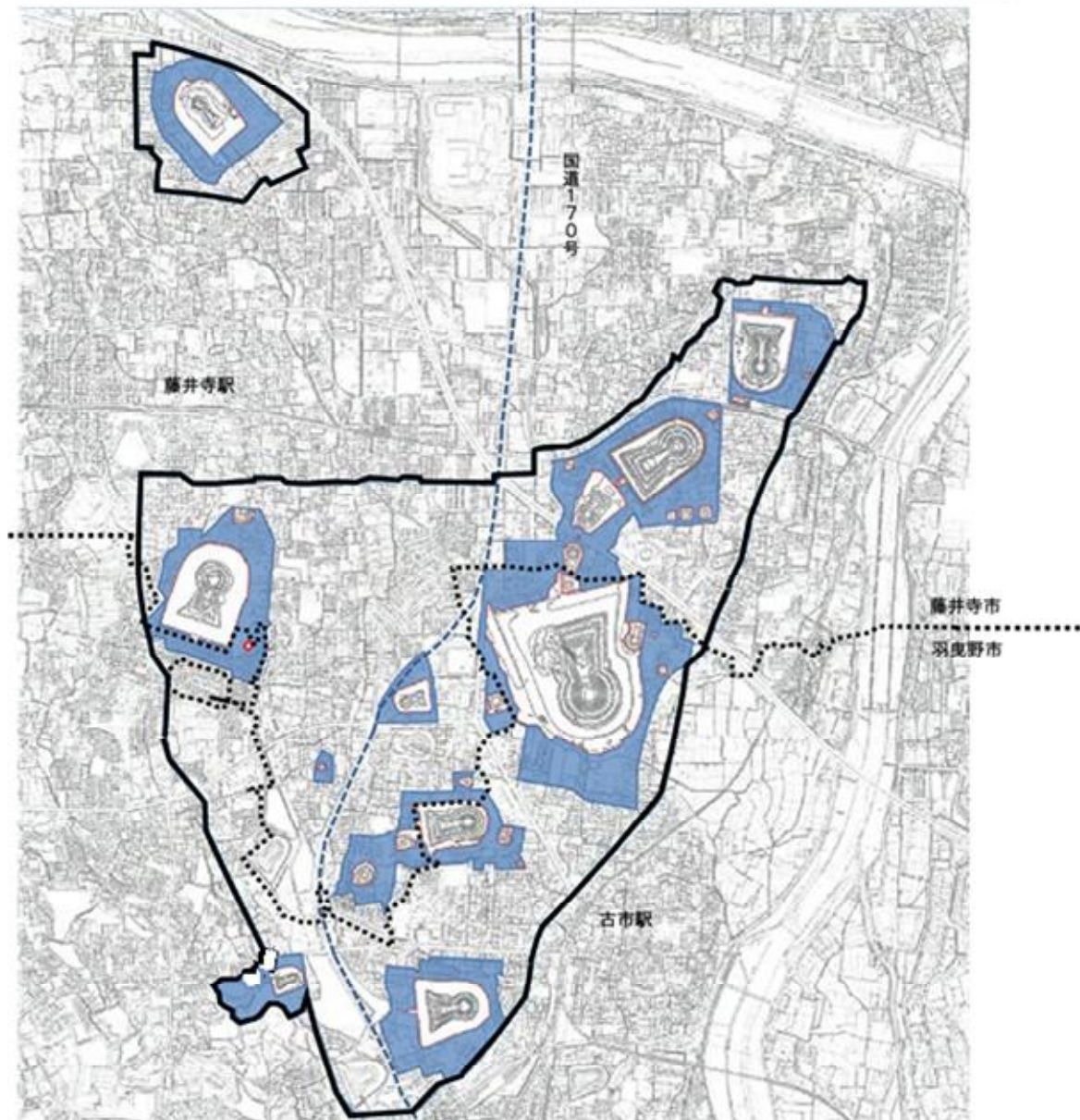
このお知らせに関する問い合わせ：大阪府住宅まちづくり部建築指導室 TEL:06-6941-0351(内線 3028)

・大阪府改正条例・規則等 掲載ページ

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/okugaikoukoku/h28kaisei.html

●羽曳野市・藤井寺市で、規制を強化する区域の概要

古墳の近傍区域（周辺特別区域 ）と、その周辺区域（周辺一般区域 ）を指定。これらについて、用途地域別に（住居系地域、商業系地域の2種類）、新たな規制を加えます。

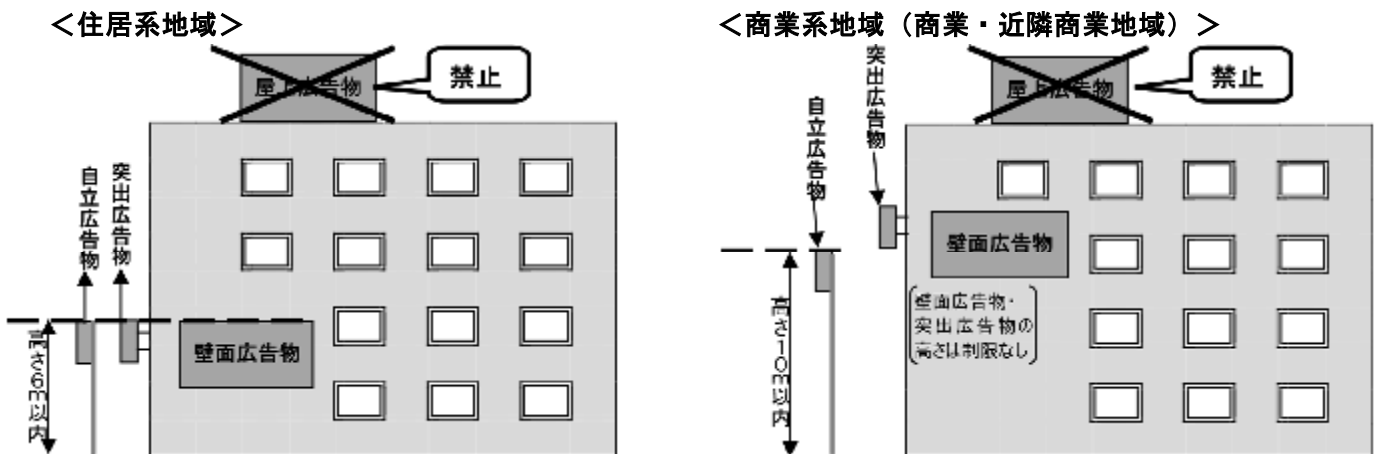


●羽曳野市・藤井寺市で規制強化する基準の概要

非 自 家 用 廣 告 物	●周辺一般区域・周辺特別区域 共通			
	屋上広告物 壁面・突出広告物 自立広告物	提出禁止		
自 家 用 廣 告 物	●周辺一般区域			
	種類	住居系地域	商業系地域（商業地域・近隣商業地域）	
	屋上広告物	提出禁止		
	壁面・ 突出 広告物	大きさ	◎広告面の面積 ・取付壁面の1/3以内 ・1敷地あたり10㎡以内 ・壁面の高さ・幅以内	◎広告面の面積 ・取付壁面の1/3以内 ・1敷地あたり：<規制無し> ・壁面の高さ・幅以内
		位置	地上から最上端までの高さ：6m以内	<規制無し>
	自立 広告物	大きさ	◎広告面の面積 ・1面の面積5㎡以内 ・1敷地あたり10㎡以内	◎広告面の面積 ・1面の面積10㎡以内 ・1敷地あたり20㎡以内
位置		地上から最上端までの高さ：6m以内	地上から最上端までの高さ：10m以内	
個数	広告物は1敷地あたり2個以内			
●周辺特別区域				
屋上広告物	提出禁止			
壁面・突出 広告物	「●周辺一般区域」の基準を満たし、かつ、1敷地あたり広告面の面積7㎡以内（許可手続は不要）			
自立 広告物	（壁面・突出・自立広告物を合わせた広告面の面積）			

※1敷地あたり広告面の面積が7㎡以内の自家用広告物も、上記の基準を満たさないものは設置できません。
 ※この表は大まかな粗い概要です。また、この他、既存の規制がかかる場合もありますので、設置を計画される方は各市役所へ相談下さい。

(参考) 自家用広告物の種類および位置の基準のイメージ



●現在、広告物を設置されている皆様へ

新たな基準に適合しなくなる場合は、「経過措置期間」^{注)}の内に対応をお願いします。

(また、条例施行日(平成28年1月4日)までに許可を受けていたものは、「経過措置期間」^{注)}内は、「現在の基準に基づく許可」を再度受けることができます。)なお「経過措置期間」^{注)}の後、今まで許可が不要だった「1敷地あたり広告面の面積が7㎡以内の自家用広告物」も、新たな基準(上表参照)への適合が必要となります。

〔 注) 経過措置期間：

既存の広告物に限り、平成28年1月4日の条例施行後も、今までの基準を適用する期間。
 条例施行日から1年半、堅ろうな広告物は3年間になります。